

規制改革実施計画（平成25年6月14日、平成26年6月24日及び平成27年6月30日の閣議決定）のフォローアップ結果
 について（平成28年5月19日規制改革会議）（雇用分野抜粋）

2. 雇用分野の実施状況等について

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑧一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備									
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。あわせて、そのような場合において、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。 また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。	平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	①労働移動支援助成金(再就職支援助成金)は、事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく、事業転換・再編においても活用できることを、厚生労働省のホームページ等で明確にし、周知。 ②早期の再就職支援を開始するインセンティブを働かせるため、平成28年4月から、再就職支援奨励金について、休暇付与支援の日額を1000円上乘せ、また、上限日数を180日に拡充予定。 ③平成28年3月25日に各都道府県労働局に対し事務連絡を発送し、事業主や労働者に対して再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を周知するよう指示。また、ハローワークインターネットサービス「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲の概要」において、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当することを明記するため、ホームページを更新。(システム改修中)	①再就職援助計画のパンフレットを活用した周知を、平成28年度の早い段階で実施予定。 ②労働移動支援助成金について、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く更なる仕組みについて検討。 ③各都道府県労働局、各ハローワークにおいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を引き続き周知。 ホームページの更新は、平成28年4月中に行われる予定。	要 フォ ロー 継続	失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く更なる仕組みの検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑨雇用仲介事業の規制の再構築									
1	雇用仲介事業の規制の再構築	雇用仲介事業の規制について、厚生労働省で開催されている雇用仲介事業等の在り方に関する検討会において、『雇用仲介事業の規制の再構築』に関する意見(平成27年1月28日規制改革会議)にも掲げられた下記の観点を含め、検討を行う。 a 事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革 b 時代の変化に即した規制体系への抜本的改革 c 縦割りとなっている雇用仲介サービスに係る法制の垣根の解消	平成28年夏までに検討会取りまとめ。その後、労働政策審議会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置。ただし、法律改正を伴わない事項については、個々に検討を行い、平成28年夏を待たずに、可能なものから措置	厚生労働省	検討中	○平成27年3月31日に学識経験者からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を設置し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始し、これまで13回開催したところ。	平成28年4月以降さらに議論を深めていく予定。	要 フォ ロー 継続	「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」における検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑩労使双方が納得する雇用終了の在り方									
1	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p>現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。</p> <p>a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。</p> <p>b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。</p> <p>c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。</p>	a及びb 平成27年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省	a措置 b措置 c検討中	<p>a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」を都道府県労働局総務部長あてに発出し、各労働局において、あっせんの参加勧奨を実施してきた。平成27年10月から11月にかけて、一部の労働局に対して業務指導を行い、対象となった労働局における参加勧奨の実施状況を確認した。</p> <p>その業務指導の結果を踏まえて、平成28年2月1日付地発0201第2号「平成27年度個別労働紛争解決業務及び使用者による障害者虐待防止業務に係る業務指導結果について」を都道府県労働局長あてに発出し、各労働局に必要な指示を行い、改めて積極的な参加勧奨の実施を促した。</p> <p>b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。 <p>c 平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を開催し、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者を幅広く参集した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や、 ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性 <p>について検討を進めているところ。</p>	<p>a 都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、参加率の向上を図るよう、必要な指示を行い、措置を講じている。</p> <p>今後もあっせんの参加勧奨を継続して実施するとともに、平成27年度の実績について、平成28年度に集計し、必要に応じて更なる参加勧奨の方策について検討予定。</p> <p>b 速やかにパンフレットの配布や関係団体への協力要請等を行っていく。</p> <p>c 検討会において可能な限り早期に結論を出し、労働政策審議会の議論を経た上での所要の制度的措置を講じる予定。</p>	要 フォ ロー 継続	「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」における検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

4. 雇用分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
・雇用分野							
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	○平成25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。 ○平成27年2月13日に建議(「労働時間法制等の在り方について」)をとりまとめた。 ○平成27年4月3日に「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出し、現在、継続審議となっている。	法案が成立した場合、施行に向けて、下位法令の検討を労働政策審議会労働条件分科会で行う予定。

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
3	ジョブ型正社員の雇用 ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	平成27年度の予算事業として、導入を検討している中小企業へのコンサルティングと業種別に多様な正社員に関するモデル就業規則の作成(飲食業、小売業)を実施。 また、平成28年度予算案に継続して、企業への政策的支援の取組を計上。	平成28年度予算案において、多様な正社員の導入を検討している企業に対するコンサルティング等の支援を継続的に講じ、さらなる支援策を講じる。
5	有料職業紹介事業等の 規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度検討開始	厚生労働省	検討中	○平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を設置し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始し、これまで13回開催したところ。	平成28年4月以降さらに議論を深めていく予定。
6	労使双方が納得する 雇用終了の在り方	労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。 ①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。 ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。	①平成26年度検討開始、1年を目途に結論 ②平成26年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める	厚生労働省	①措置済 ②措置済	①都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上、都道府県労働委員会の個別労働紛争処理の活用促進に向けた中央労働委員会事務局による支援体制の整備等について、検討し、結論を得たところ。 ②・都道府県労働局の「あっせん」事案、裁判所の「労働審判」、「和解」事案に関する調査及び、 ・海外10か国程度の個別労働紛争解決制度や運用の実情に関する調査を終了し、取りまとめたところ。	①都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、参加率の向上を図るよう、必要な指示を行い、措置を講じた。また、中央労働委員会事務局については、個別労働関係紛争に関する情報収集・分析・提供等を行うための室を設け、都道府県労働委員会への支援体制を整備した。 ②左記の調査結果を踏まえつつ、現在、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、 ・既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や、 ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性について検討を進めているところ。

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
①多様な働き方の実現							
1	1の項目は、⑧「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備」(17頁)に記載						
2	多様な働き手のニーズに応える環境の整備	多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。	平成27年度中に検討	厚生労働省	検討中	2035年の環境変化を見据え、一人ひとりの希望と能力、ライフスタイル等に応じた多様な選択肢のある働き方が可能な社会の実現に向けた検討のため、平成28年1月に若手をはじめ幅広い分野・立場の有識者から構成する『働き方の未来2035:一人ひとりが輝くために』懇談会を設置。平成28年3月末までに4回の会合等を開催し検討を行っている。	平成28年夏に懇談会報告書を取りまとめる予定であり、当該報告書を踏まえ、多様な働き手のニーズに応えるための政策立案を行うとともに、可能な政策から直ちに講じる。 さらに、働き方の多様化等に、よりの確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備							
3		3の項目は、⑨「雇用仲介事業の規制の再構築」(18頁)に記載					
4		4の項目は、⑩「労使双方が納得する雇用終了の在り方」(19頁)に記載					